

市町による相談支援事業の 役割について

宇都宮市

保健福祉部障がい福祉課

令和元年7月2日

目次

1. はじめに
 2. 相談支援制度の概要
 3. 本市を取り巻く相談支援の現状
 4. 現在の取り組み状況
-

相談支援制度の概要について

市町による
相談支援事業

市町／指定特定・指定一般相談支援事業者へ委託可能

- 相談支援事業者への指導・助言，人材育成，自立支援協議会の運営等を行う(基幹相談支援センター)
- 障がい者やその家族等からの相談に応じ，地域生活に必要な支援を行う(委託相談支援事業所)

サービス等
利用計画

指定特定相談支援事業者(計画作成担当)

- 計画相談支援(サービス利用支援，継続サービス利用支援)
- 基本相談支援

地域移行・
地域定着

指定一般相談支援事業者(地域移行・定着担当)

- 地域相談支援(地域移行支援・地域定着支援)
- 基本相談支援

本市を取り巻く相談支援の現状について①

・宇都宮市基幹相談支援センター

1. 設置箇所: 1ヶ所

2. 設置場所: 宇都宮市障がい福祉課内

3. 主な業務内容:

- ・相談支援事業者等の支援

- ・総合相談・専門相談

- ・障がい者の虐待に関する相談, 通報受理等

本市を取り巻く相談支援の現状について②

・障がい者生活支援センター（委託相談支援事業所）

1. 実施箇所（委託先法人）：7ヶ所

2. 主な業務内容：

- ・障がい福祉サービスの利用援助
 - ・各種社会資源を活用するための支援
 - ・専門機関の紹介等
- ⇒「処遇困難ケース」への対応を実施

3. 処遇困難ケース 件数：約50ケース

本市を取り巻く相談支援の現状について③

・指定特定相談支援事業所

1. 実施箇所: 43ヶ所 (R1. 5現在)

2. 主な業務内容:

○計画相談支援

・サービス利用支援

・サービス継続支援

○基本相談支援

3. サービス等利用計画 作成対象者

約3,400名

本市を取り巻く相談支援の現状について④

・指定一般相談支援事業所

1. 実施箇所：10ヶ所（R1. 5現在）

2. 主な業務内容：

○相談支援

・地域移行支援

・地域定着支援

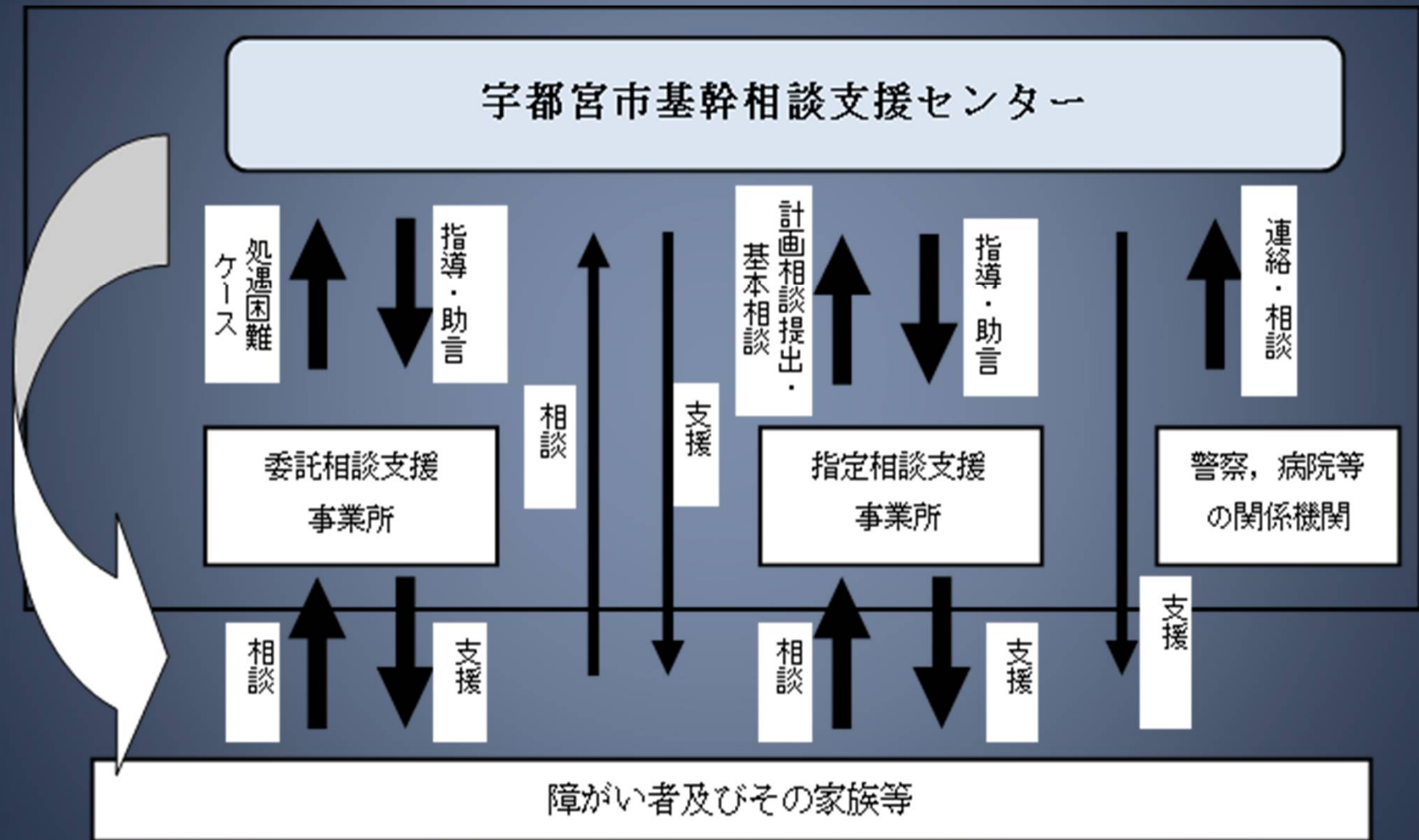
○基本相談支援

【参考】本市を取り巻く相談支援の現状について

○本市の支給決定者及び介護給付費・ 訓練等給付費の推移

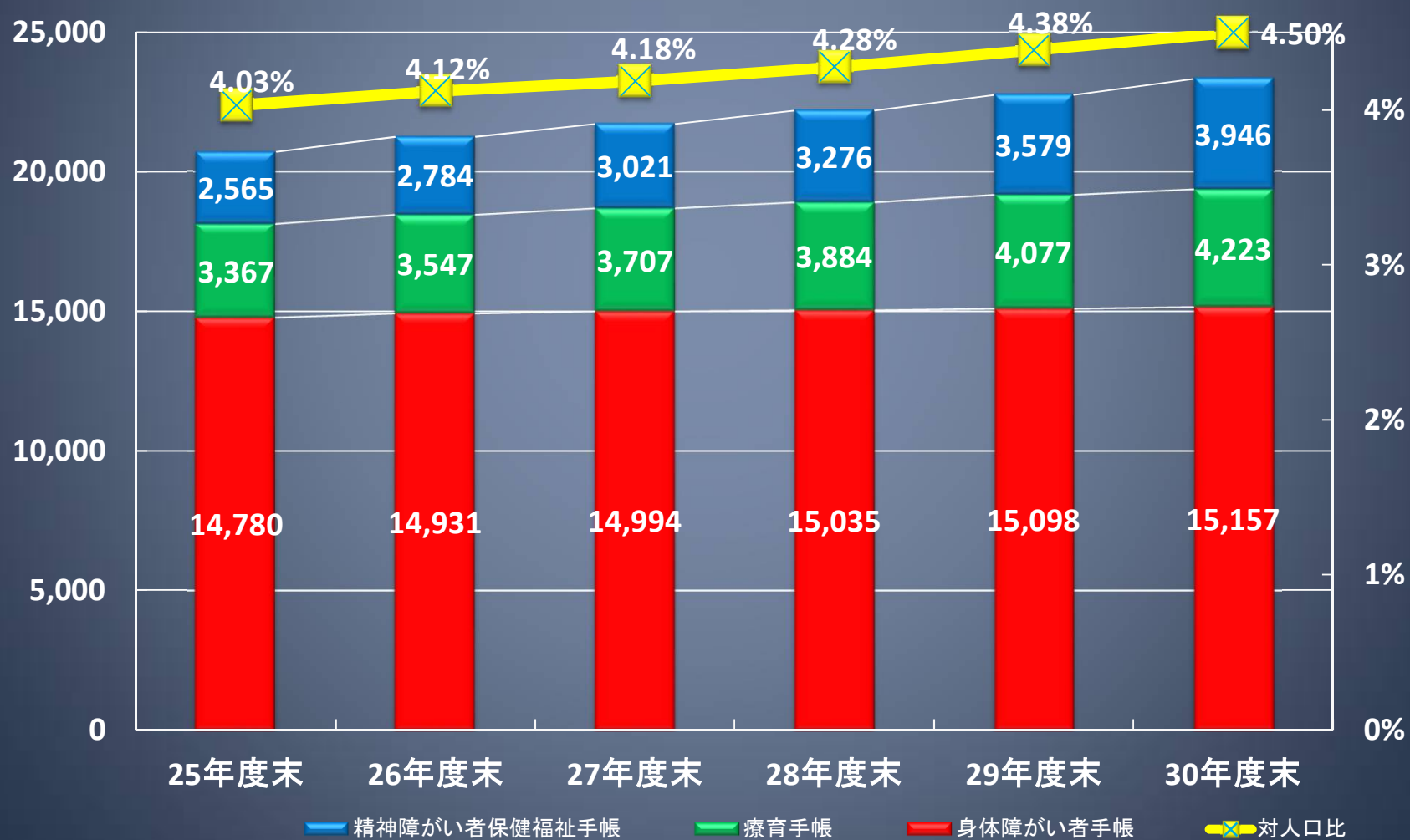


本市を取り巻く相談支援の現状について④



【参考】本市を取り巻く相談支援の現状について

○本市の手帳所持者数の推移



現在の取り組み状況について①

◎基幹相談支援センターの評価指標の設定

1. 質的評価の実施

- ケースワーカーが対応している処遇困難ケースに関し、毎月のミーティングにおいて事例検討等を行うことにより、情報共有及び対応結果に対する評価等を実施。
- 処遇困難ケースに関する進捗状況の「見える化」を図ることにより、職員全員がケース対応の進捗状況を共有。

現在の取り組み状況について【参考資料 1】

No.	氏名	ふりがな	年齢	障が 種別	地区	担当 CW	開始年月	終了年月	対応期間	2015年4月			2015年5月			2015年6月			2015年7月			2015年8月			2015年9月			2015年10月					
										1	15	30	1	15	31	1	15	30	1	15	31	1	15	31	1	15	30	1	15	31			
1										▲支援者会議																							
2									◎随時本人対応	▲通院同行 ▲通院同行 ▲通院同行 ▲通院同行																							
3										短期入所31日/月決定者																							
4										▲退院 ▲任意入院																							
5										▲ケース会議 ▲任意入院 ▲退院																							
6										▲自殺を図り入院 ▲リハビリのため転院 ※施設を変更したいので担当者に施設をさがせと保護者より不定期に連絡が入る状況。																							

現在の取り組み状況について②

◎基幹相談支援センターの評価指標の設定

2. 量的評価の実施

- 相談件数(電話, 来庁, 訪問等)に関し, 継続的なモニタリングを実施することにより, 量的把握を行う
- 虐待防止センターとして, 虐待通報等に適切な対応を図るとともに, 実績把握を行う。

H30年度 虐待通報受付件数: 8件

虐待認定件数: 3件

現在の取り組み状況について【参考資料2】

		2月15日(月)	2月16日(火)	2月17日(水)	2月18日(木)	2月19日(金)
福祉サービスの利用等に関する相談	電話					
	来庁ほか					
手帳に関する相談	電話					
	来庁ほか					
不安の解消・情緒安定に関する相談	電話					
	来庁ほか					
健康・医療に関する相談	電話					
	来庁ほか					
家族関係・人間関係に関する相談	電話					
	来庁ほか					

現在の取り組み状況について③

◎委託相談支援事業所との情報共有

- ・ 委託相談支援事業所が抱える処遇困難ケースに対し、進捗状況の確認及び必要に応じて助言を実施



ケースに関する定期的な情報共有を行うことにより、問題が起こった時に、スムーズな連携を図る。

ご清聴ありがとうございました